

## ～ 特集 ～ 各国法整備支援の状況

### ベトナム

国際協力部教官 森 永 太 郎

#### 第1 ICD NEWS 第16号報告当時の状況

ICD NEWS 誌上で法務総合研究所国際協力部が関与してきた各国法整備支援の状況についての報告が行われたのは2004年7月であり、我が国のベトナム社会主義共和国に対する法整備支援について言えば、独立行政法人国際協力機構（JICA）の「ベトナム重要政策中枢支援—法整備支援プロジェクト・フェーズ3」が開始してちょうど1年を経過したころであった。ベトナムに対する我が国の法整備支援については、1992年に初めてベトナム政府から支援要請があり、1994年に法務省がベトナムを対象とした本邦研修を開始した後、1996年にはJICAがODA技術協力として法整備支援をプロジェクト化し、以後、必要に応じて規模を拡大しながら、フェーズを重ねてきたところであった。フェーズ1は1996年12月～1999年11月まで、フェーズ2は1999年12月～2003年3月までそれぞれ継続し、その後3か月のブリッジング期間を置いて、2003年6月27日にベトナム側各カウンターパート機関との最終合意がなされ、同年7月1日にフェーズ3が開始されたが、そのフェーズ3が、民事訴訟法及び改正破産法の成立<sup>1</sup>という最初の成果を挙げたのもこのころである。

フェーズ3は、ベトナム政府の要請に基づき、フェーズ1及びフェーズ2で得られた様々な教訓をいかし、ベトナム側と日本側で協議を重ね、法令起草支援と人材育成支援を2本の柱として形成されたプロジェクトであった。既に、フェーズ2の段階において、法整備支援については、立法ないしは法案起草に対する支援のみではならず、同時に法律を運用する人材の育成を支援することが極めて重要であることは意識されており、現にフェーズ2においても法曹人材育成は対象とされていたが、フェーズ3においてはこの点がより明確に意識されるようになった。その結果、フェーズ3は法令起草支援と人材育成支援を二つの柱とした、次のような内容を持つプロジェクトとして組み上げられ、実施されるに至った。

#### 1 カウンターパート

- ① 司法省（司法学院を含む）
- ② 最高人民検察院
- ③ 最高人民裁判所
- ④ ベトナム国家大学ハノイ校

#### 2 活動内容（括弧内は主たるカウンターパート機関を示す）

<sup>1</sup> これらの法律は、いずれも2004年6月15日に閉会したベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期において成立した（民事訴訟法はICD NEWS 第21号126頁参照、改正破産法はICD NEWS 第18号74頁参照）。

コンポーネントA — 法令起草支援

A 1 民法（司法省）

A 2 知的財産法（司法省）

A 3 民事訴訟法・破産法（最高人民裁判所）

A 4 不動産登記法・担保取引登録法・判決執行法・国家賠償法（司法省）

コンポーネントB — 人材育成支援

B 1 司法学院カリキュラム・教科書作成（司法学院）

刑事検察官マニュアル作成（最高人民検察院）

B 2 判決書標準化・判例制度研究（最高人民裁判所）

B 3 ベトナム国家大学日本法講座設置支援（ベトナム国家大学ハノイ校法学部）

第2 フェーズ3のその後の展開

1 共産党中央委員会政治局2005年第48号・第49号決議の発表

フェーズ3が展開している期間中の出来事として注目すべきは、2005年5月24日と同年6月2日に、共産党中央委員会政治局が、相次いでベトナムの法・司法制度の整備にとって極めて重要な二つの決議を採択したことであろう。前者が「法制度整備戦略」と題する2005年第48号決議であり、後者が「司法改革戦略」と題する2005年第49号決議である。これら二つの決議が、いわばロードマップとして、それまで混沌としていたベトナムの法・司法制度の整備活動に明確な方向性を与え、以後、ベトナムの各国家機関のみならず、ベトナムに対する法整備支援を実施している外国や国際機関の活動の方向性及び目標をも示すことになったのである。

これら二つの決議は、いずれも極めて意欲的かつベトナムにとっては斬新なものであったと考えられる。実は、これらの二つの決議は、そのあまりの急進的な内容ゆえに、共産党自身が決議採択後公に発表することをためらったといわれるほどのものであり、実際、決議採択時にはその内容は共産党によって当面非公開とされ、国際機関などの強い要望を受けて決議から数か月後によく機密文書指定を解除されたという経緯がある。

これらの決議の採択については、我が国の法整備支援も無関係ではない。というのは、これらについては、その前提となる調査活動にフェーズ2が関与しているからである。この第48号決議及び第49号決議は、ベトナムが司法省を中心として、主要ドナーの支援を得て実施した「2010年に向けた包括的法制度ニーズ・アセスメント（Comprehensive Needs Assessment for the Development of Vietnam's Legal System to the Year 2010）」<sup>2</sup>という大規模な法制度に関する調査の結果が基礎となっている。このいわゆる「LNA」は、2000年末から2002年末までにかけて、国連開発計画（UNDP）がJICAを含む他のドナーとともにベトナム司法省を支援して実施したベトナム法制度に関する初めての総合的な調査であり、司法省をカウンターパートとしていた当時のフ

<sup>2</sup> 正式名称は本文のとおりであるが、「Legal Needs Assessment」、あるいは「LNA」と略称することが多い。

フェーズ2のプロジェクト事務所は、同省の要請を受け、派遣されていた長期専門家をこの調査活動に参加させて成果を挙げているのである。LNAは、ベトナムの法制度、立法手法、司法制度とその機能から、法教育、市民の司法アクセスの問題など、ベトナムの法・司法制度全般にわたって問題点の洗い出しを行っており、ベトナムの法・司法制度に何が欠けているのかを、ドナーの手を借りたとはいえ、ベトナム自身で抽出分析した調査であるところに大きな意義があったといえよう。2003年3月に最終版が確定したこのLNAについての巨大な最終報告書は、その後共産党による検討にも供され、その後2年以上の月日をかけて、共産党は上記第48号・第49号決議を採択するに至った<sup>3</sup>のである。

## 2 プロジェクトの進捗と最終成果

一方、JICAの法整備支援プロジェクトも、活発な活動を継続していた。上記48号・49号決議の内容が英訳され、ドナーに配布されたのは2005年秋であったが、プロジェクトは活動を停止してこれを待っていたわけではなく、上記LNAの結果を踏まえつつ、起草支援についても、人材育成についても様々な活動が続けられていた。しかし、やはり、両決議の採択を契機に、プロジェクト活動の方向性が裏打ちされ、あるいは明確になったことによって、活動に弾みがついたといえるであろう。ただ、計画された活動のすべてが順調に進捗したかという点、必ずしもそうではなかった。以下、フェーズ3のその後の進捗状況と最終成果を概観する。

### (1) 起草支援

#### ア 民法

民法の起草支援は、既にフェーズ2の段階から活動の内容に含まれており、フェーズ2終了時評価の時点で第3次草案まで出来上がっていた。しかし、フェーズ2の最終段階になって、それまで、1995年民法の部分改正にとどめるとしていた司法省が、日本側の「ベトナム民法改正共同研究会」<sup>4</sup>の助言もあって、起草期間を延長して全面改正に踏み切る決断をしたことから、民法起草支援はフェーズ3の起草支援の最重要項目として引き継がれることになった。

民法起草作業は最終段階に入っており、司法省の起草グループは本邦研修のために来日する時間的余裕はなく、支援は民法改正共同研究会からの書面によるコメントや同会委員の学者による現地セミナーによって行われたが、特に最終段階で効果

<sup>3</sup> 注目すべきは、LNAの結果を受けて、共産党中央委員会政治局が、第48号決議「法制度整備戦略」を策定しただけでなく、さらに別途「司法改革戦略」として第49号決議をいわば追加的に採択したことである。実は、LNAの結果を受けての戦略策定であれば第48号決議のみで足りたはずであり、各ドナーもそれだけを期待していた。ところが、共産党は、さらに裁判制度とその機能の強化に特に焦点を当て、外国ドナーも予想していなかった、極めて意欲的な第49号決議を採択した。しかも、第49号決議は、その冒頭においてベトナム司法の改善の遅れについて、これを糾弾するかのよう強い調子で指摘しており、自国の脆弱な司法に対するベトナム共産党の強い危機感がうかがえて興味深い。

<sup>4</sup> プロジェクトの人的投入としてフェーズ2以来設置されていた研究会の一つで、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授を座長とし、国内の著名な民法学者等で構成されている研究会であり、現在実施中の「法・司法制度改革支援プロジェクト」にも「民法共同研究会」として引き継がれている。法案の検討を行い、ベトナム側に助言を行うことを主な任務としている。同様の研究会として、フェーズ3では「民事訴訟法共同研究会」（民事訴訟法成立まで）「判決書・判例整備共同研究会」及び「法曹養成共同研究会」が設置されていた。

を發揮したのは、JICA 本部と現地をつないで行う TV 会議システム<sup>5</sup>による、民法共同研究会と司法省側担当部局である司法省民事経済法局<sup>6</sup>との間のワークショップであった。このようなワークショップで意見交換や助言を継続した結果、2005年には最終草案が完成し、これが同年5月・6月期の国会本会議<sup>7</sup>に上程され、同年6月14日に可決成立し、同月27日に公布された。施行期日は2006年1月1日である。

成立したいわゆる2005年民法は、形式的にも1995年民法の改正の形を採らず、新法制定となっており、内容的にも、社会主義民法の色彩を強く残していた1995年民法とは大きく異なる、市場経済化に対応した民法となっている。民法に民事の基本法としての立場を明確に与え、さらに、「契約自由の原則」を正面から認めたことが最も大きな改正点といえよう。

#### イ 知的財産法

フェーズ3において知的財産法起草への支援が行われたのにはベトナム特有の事情がある。ベトナムにおいては知的財産権も民事的権利の一つとして、これを規律する基幹の規定を民法典においていた<sup>8</sup>ため、民法起草支援の一環として知的財産関連規定の起草支援が行われたのである。しかし、これと並行して、ベトナムでは、より詳細な実体的・手続的规定を網羅した「知的財産法」の起草が別途行われており、プロジェクトは、この起草作業に他省庁と協力して携わる司法省への支援という形で知的財産法の起草に関与した。活動としては、民法共同研究会内に知的財産小委員会を設け、同小委員会の委員である学者らが、民法草案中の知的財産関連規定と、知的財産法草案の双方にコメントを行うなどして支援を展開した。その結果、知的財産法は民法に遅れること約5か月、2005年秋の国会本会議で可決成立した<sup>9</sup>。

#### ウ 民事訴訟法・改正破産法

この両法については、フェーズ3の初期段階で草案が完成し、2004年の国会本会議で可決成立したことは冒頭に述べたとおりである。いずれも起草担当官庁は最高人民裁判所であり、支援は同裁判所の起草担当グループを対象に、本邦研修、現地セミナー、書面コメントなどにより行われた。

民事訴訟法については、既にフェーズ2の段階から支援が行われていたが、フェーズ3になって民事訴訟法共同研究会が設置され、支援体制が強化されるとともに、本邦研修や現地セミナーを繰り返すなど、活動も極めて活発なものとなった。その

<sup>5</sup> JICA が設置している「JICA-Net」と呼ばれるテレビ会議システムである。東京のJICA本部と、ハノイのJICAベトナム事務所をつなぎ、会議を行うことができ、現在も民法共同研究会などの国内委員会の会合に長期派遣専門家が現地から参加する際などに頻繁に利用されている。

<sup>6</sup> 民法の主たる担当部局は本文のとおり司法省民事経済法局であるが、国際私法を定める民法第7編については、同省国際法局が主たる担当となった。

<sup>7</sup> ベトナム社会主義共和国第11期国会第7会期。

<sup>8</sup> 2005年民法もその第6編（第736条～第757条）に知的財産に関する根本的规定を残している。

<sup>9</sup> 正確な成立時期は2005年11月29日、ベトナム社会主義共和国第11期国会第8会期においてである。

結果、それまで職権主義的な色彩を強く帯びていた民事訴訟手続に当事者主義的要素を大幅に取り込んだ初の民事訴訟法典が成立をみた<sup>10</sup>。

一方、改正破産法については、フェーズ3開始以前は、アジア開発銀行（ADB）が起草支援を行っていたが、最終草案の完成を見ないままプロジェクトが終了していた。そこで、最高人民裁判所の要望を受け、JICA 法整備支援プロジェクトがこれを引き継ぐ形でフェーズ3に取り込み、我が国の専門家による現地セミナーや書面コメントの形で助言を続け法案成立に至った。成立した破産法は、企業を対象とするもので<sup>11</sup>、比較的コンパクトにまとまった法律ながら、企業再生に関する制度まで網羅した先進的なものとなっている。

#### エ 不動産登記法・担保取引登録法<sup>12</sup>・判決執行法・国家賠償法

以上に比べ、起草が難航したのはこれらの民事関連法令である。いずれも起草機関は司法省であり、不動産登記法と担保取引登録法を司法省担保取引登録局、判決執行法と国家賠償法を司法省民事経済法局がそれぞれ担当した。

まず、不動産登記法と担保取引登録法は特に不動産担保権の登記などについてその内容が密接に関連することから、フェーズ3の活動の中でもほぼ並行して取り扱われ、いずれについても民法共同研究会委員らによる現地セミナーや、在ハノイの長期専門家らによるワークショップなどによって、法案に対するコメントや助言などが行われた。しかし、不動産登記法については、不動産登記の概念や公示制度の在り方などについて政府・国会レベルで議論百出し、意見集約が進まず、いったん司法省から政府事務局に提出された法案を取り下げ、国会の立法計画からも外されるという事態になったことから、起草計画を大幅に変更することを余儀なくされ、これと連動する担保取引登録法についてもその起草が大幅に遅れる結果となり、結局いずれについても最終草案の作成に至らないまま、フェーズ3は終了せざるを得ず、これらの法案起草への支援は次期プロジェクトに引き継がれることとなった。

判決執行法についても、フェーズ3の期間中に法案の起草方針に大幅な変更が生

<sup>10</sup> この民事訴訟法の成立まで、ベトナムには民事訴訟法は存在せず、国会常任委員会令として「民事事件解決手続令」があるのみであった。従来、ベトナムは訴訟を5つの分野、すなわち、民事訴訟、経済訴訟、労働訴訟、行政訴訟、刑事訴訟の分野に分け、それぞれの手続法を持っていた。このうち、刑事訴訟については早くから法律の形式を採っていたが、その他の4分野については国会常任委員会令で規律していた。本文の民事訴訟法は、このうち、民事訴訟、経済訴訟及び労働訴訟の3分野の手続令をまとめて法律にいわば昇格させたもので、これにより、訴訟手続を法律ではなく国会常任委員会令で規律しているのは行政訴訟の分野のみとなった。なお、この行政訴訟についても、現在の「行政訴訟事件解決手続令」を「行政訴訟法」に改める立法計画が既に正式に国会承認されている。

<sup>11</sup> ベトナムでは、市場経済化の流れの中で国営企業の統廃合・民営化が優先課題であり、そのために企業の倒産を規律する法制度の整備に重きが置かれた。また、投資促進とWTO加盟のためにも企業向けの破産法の整備は急務であった。その一方で、個人の破産についての法律ははまだ制定されていない。

<sup>12</sup> 担保権の公示手段として、担保権付の取引を司法省担保取引登録局（National Registration Agency for Secured Transactions）に集中的に登録させて管理するシステムを規律する法律であり、フェーズ3当時は、法律ではなく政府令（デクレ）によって規律されていた。デクレとして一応機能していたが、新民法制定や不動産登記法の起草作業と並行して改正する必要が生じ、支援対象となったものである。当初、法律ではなく国会常任委員会令として起草されることになっていたが、フェーズ3の最終段階で、これを法律として制定する方針に変更されたため、フェーズ3の基本合意では「担保取引登録令」の起草支援となっていたが、本稿では「担保取引登録法」として取り扱う。

じたため、立法計画が先延ばしとなり、最終草案の作成には至らなかった。判決執行法については「執行」についてのベトナム特有の理解から、刑事判決の執行と民事判決の執行の双方を網羅する法律の制定が企図され<sup>13</sup>、フェーズ3はその民事執行部分に限定して長期専門家がワークショップを開くなどして助言を続けていたが、これについても政府・国会レベルで意見の対立が解消されず、起草が遅延していたことから、フェーズ3の終了時まで最終草案を固めることができなかった。その大きな原因は、民事執行分野よりも刑事判決執行の分野にあり、公安省が管轄している刑事判決執行の任務を司法省の管轄下に移し、民事執行と併せて統一的に司法省が管理監督すべきであるとする司法省側の意見と、矯正の経験のない司法省に刑事執行を移管するのは不適當であるとする公安省側の意見の対立にあったと見られる。結局、フェーズ3終了時のころになって、ベトナム政府は刑事判決の執行と民事判決の執行を分割して別法で規律する選択をし、JICAでは次のプロジェクトにおいて「民事判決執行法」を支援対象とすることとした。

国家賠償法についても、起草は大幅に遅れた。しかし、この遅延の原因は、政府・国会レベルでの熾烈な意見対立が起草の進捗よくに影響を与えた他の法令とは異なり、単純にフェーズ3の前半まで、司法省の他法令の起草作業の負担が大きく、国家賠償法の起草作業を後回しにせざるを得なかったという事情による。司法省民事経済法局に国家賠償法の起草班が結成され、作業が開始されたのは、フェーズ3が最終年に入ってからのもので、民法改正共同研究会委員らによる現地セミナーや長期専門家による月例ワークショップを予定どおりこなすなどして作業自体は順調に進んだものの、フェーズ3では、9か月の延長期間を費やしても、ようやく第1草案を作成するのが精一杯であったため、この支援活動も次の新たなプロジェクトに引き継がれることとなった。

## (2) 人材育成支援

### ア 司法学院カリキュラム・教科書作成

司法学院 (Judicial Academy) は、司法省管轄下の法律家養成機関であり、従前からあった「法律専門家養成学校 (Legal Professionals Training School - LPTS)」を2003年に政府決定により再編したものである。LPTSは公証人・執行官などの司法省管轄下の機関で働く法律職の公務員のほか、弁護士の養成機関であったが、司法学院として再編されるに当たり、最高人民裁判所及び最高人民検察院の協力を得て裁判官及び検察官の任官前教育をも実施することになった。この際、司法省からは司法学院の教育内容改善のため、我が国の最高裁判所司法研修所の教育システムを参考にするなどして、それまで別個に教育されてきた裁判官志望者、検察官志望者及び弁護士志望者の教育科目を一部共通化したカリキュラムの策定と、新教育体制

<sup>13</sup> 我が国では、民事執行は私権の行使の延長線上のものとして勝訴当事者の権利の執行として観念され、刑事執行は国家の刑罰権の行使と観念されるのに対し、ベトナムにおいては「執行」を「判決」という国家の行為ないしは命令の貫徹と理解し、民事刑事共通のものとする考え方があり。また、判決は全関係者が遵守すべきものと観念され、刑事においては被告人が、民事においては債務者が、「自ら執行する」という概念がある。

で使用される教科書の執筆に対する支援が欲しい旨の要望が出されたことを受け、この支援活動が開始された。この活動については、国内に最高裁判所司法研修所教官ないしはその経験者を中心とする「ベトナム法曹養成共同研究会」が設置され、長期専門家と連携して現地セミナーや書面コメント等による助言が行われた。フェーズ3の前半は、カリキュラムの作成に費やされ、その結果法曹三者の任官前教育科目のうち、基礎的な科目の約2割を共通化する新カリキュラムが策定され、2007年より実施されることとなった。次いで、作業は教科書執筆に移り、「民法」、「民事訴訟法」、「民事事件処理技能」及び「刑事事件処理技能」の四つの教科書がフェーズ3終了時まで完成をみた。

しかし、この一部共通化したカリキュラムについては、その後そのまま実施されることはなかった。このカリキュラムは、元来、裁判官志望者・検察官志望者及び弁護士志望者が、同一の期間（1年間）司法学院で研修を受けることを前提に組み立てられていたのであるが、カリキュラム完成後に成立した弁護士法が、弁護士志望者の教育期間を6か月に絞り込んでしまったことと、弁護士志望者は働きながら司法学院に通う者が多く、夜間コースが主体になるのに対し、裁判官志望者、検察官志望者は、裁判所、検察院の事務官がいわば派遣の形で研修生となり、昼間コースが主体となるため、結局弁護士志望者のコースを切り離さざるを得なかったのである。さらには、フェーズ3終了後、2008年までには、司法学院の教育内容に不満を持った裁判所及び検察院がいずれも任官前教育をそれぞれ自前の養成機関<sup>14</sup>で行う方を復活させることになったため、この一部共通カリキュラムはその土台から崩れ去る結果となった。

#### イ 検察官マニュアル作成

検察官マニュアルの作成は、検察官の能力強化に対する支援としてプロジェクト活動に取り込まれたものである。従来、ベトナムには検察官向けの執務資料が少なく、そのため検察院は検察実務に不統一を来すなどの問題を抱えていた。そこで、フェーズ3では、刑事検察官向けの捜査と第一審公判のマニュアルの作成支援を行うこととし、主として長期専門家によるワークショップと執筆原稿に対する書面コメントによる支援を続け、おおむね予定どおりマニュアルを完成するに至った。マニュアルは製本され、8,000部が全国の検察官に配布された。このマニュアルについては、現在進行中の新たなプロジェクトにおいて、上訴審公判と刑の執行指揮監督の分野についての続編の作成支援が行われることになっている。

#### ウ 判決書標準化・判例制度研究

これらの活動はいずれも最高人民裁判所をカウンターパートとするものであった。ベトナムは、成文法主義の国であり、「判例」の概念をもっていなかった上、判決文

<sup>14</sup> 養成機関として、裁判所は「裁判所職員養成校（Court Officials Training School）」を、検察院は「検察大学校（Procuratorial College）」をそれぞれ運営しており、従来は、これらの教育機関で任官前後を問わず、裁判官・検察官の養成を別個に行っていた。任官前教育を司法学院において行っていた期間中は現任裁判官・検察官の継続教育のみを行っていたが、本文にあるように、再度任官前教育も実施するようになった。

は非公開ではないものの、これを集積しておいて一般に公開したり、裁判に際して他の同種の裁判例を参考にしたりするという意識も薄かったといえよう。しかし、ベトナムでも、1990年代末期ころから「判例」に関心が集まりはじめ、また、外国ドナーなどからは、司法の透明性の観点から裁判所の判決を一般公開すべきであるとの声が高まったこともあって、判決文の一般公開に向けた動きが始まり<sup>15</sup>、さらに進んで判例を制定法等のいわば正式な法源を補完する作用をもつものとして利用することが可能か否かを検討することも始まった<sup>16</sup>。このような流れの中で、最高人民裁判所からは、ベトナムの法制下で有り得べき「判例」の姿を研究したいという要望があり、また、これと並行して、従来必ずしも一般公開を前提としていなかったこともあって、不統一であったり、論理構成が明確でなかったりする「判決文の書き方」を改善したいという要望もあった。JICA側も、将来、ベトナムが判例を活用するようになった場合には、その前提として、判決書が判例としての準則を示しうる明快なものとなりうるよう、判決書の書き方の改善が行われる必要があるとの認識であったことから、このような認識の下に、最高人民裁判所側と協議の上、判決書の書き方の標準化と判例制度研究を連関するものとしてプロジェクト活動に取り込んだのである。

この活動については、国内委員会として「判決書・判例整備共同研究会」が立ち上げられ、長期専門家との連携の下、多数の書面コメントや現地セミナーあるいは長期専門家ワークショップなどが実施され、フェーズ3終了時には、判決書マニュアルがほぼ完成し、また、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」と題する研究報告書が編集された。ただ、判決書マニュアルの製本・発刊については、フェーズ3の終了時までには最高人民裁判所指導部の決裁が得られず、製本・発刊は次期プロジェクトに持ち越されることになった。

この判決・判例に関連する活動について一点注目に値すると思われるのが、ドナー活動の相乗効果である。この分野では、フェーズ3当時、JICAの法整備支援プロジェクトと並行して、米国(USAID)のSTAR、デンマーク(DANIDA)の法整備支援プロジェクト、そしてオーストラリア(AUSAID)のCEG Facility<sup>17</sup>という三つのプロジェクトが活動していた。このうち、STARは判決文公開に全力を傾注して判決集の発刊を成し遂げ、DANIDAは主として裁判所のIT化支援を通じて情報共

---

<sup>15</sup> 判決文の公開という点で大きな功績を残したのは米国USAIDが立ち上げていた「STARプロジェクト」であろう。STARプロジェクト(Support for Trade Acceleration Project)は、判決文の一般公開の必要性についてベトナム側を説得し、その結果、最高位の裁判合議体である最高人民裁判所裁判官評議会の監督審(フランス破産院の制度に淵源をもつといわれる、確定判決の法令適用の誤りを正す裁判。我が国の非常上告審に類似する)判決を判決集として発刊させるまでにかぎ着けた。なお、既述の共産党中央委員会政治局2005年第48号決議の中でも、判決文の一般公開を推進していくことが明記されている。

<sup>16</sup> 「判例」については、第48号決議においても、「判例、習慣(国際通商の習慣、通例を含む)、そして、各職業協会の規則の利用、開拓の可能性について研究することは、法律の補充と整備に貢献する。」とし、制定法を補完するものとしての判例の研究をすべきことを明言している。

<sup>17</sup> Australian Agency for International Development(オーストラリア国際開発庁)の「Capacity Building for Effective Governance Facility」



有・公開体制の強化に寄与し、CEGは裁判官ベンチブックの作成とオンライン化を推進していた。そして、JICAプロジェクトは、判決の質的改善と判例の研究を支援したわけであるが、自然発生的な関係ではあるものの、STARが先鞭をつけて判決書公開にこぎ着けたことにより判決書の公開に対する裁判官のいわばアレルギー的な反応を解消し公開に弾みをつけ、このような情報共有・公開体制がDANIDAによりさらに促進され、CEGの成果により判決集がベンチブックとともにオンラインで公開される体制ができ、このような、他のプロジェクトによる、いわば心理的效果とハード面の改善に支えられながら、JICAプロジェクトが判決の中身について改善支援を行うという、相乗効果が期待できる状況が生じたのである。ただ、その相乗効果が実際にどの程度あったかについては今後の検証を待つ必要がある。

#### エ ベトナム国家大学日本法講座

この活動は、広い意味での法律家養成の範疇に入るものであるが、他の活動とは若干経緯と趣旨を異にする。ベトナム国家大学法学部での日本法の講義は、フェーズ2のころにハノイに派遣されていた長期専門家が国家大学法学部の依頼を受けて、いわばボランティア的に同大学の法学部生に課外授業として日本法の初歩の手ほどきをしていたものが発展し、フェーズ3で正式にプロジェクトに組み込まれたという経緯を持つ。フェーズ3開始後、講座の設計等につき若干協議が滞ったが、2004年9月に開講するに至った。日本法講座を含むこの法学コース<sup>18</sup>は、ベトナム国家大学法学部の正式課程として認められており、受講生はいずれもベトナムの大学の日本語学科で日本語を修めた入学希望者から選別し、2年間で通常の法学部の学生が履修するのと同じの必修法律科目などを履修するのに加え、1年次には同学部のベトナム人教授（日本法専門家）と長期専門家の定期講義を受け、2年次には民法部会を中心とする我が国の学者を講師に迎え、合計6回の民法・知的財産法及び商法・会社法の集中講義を受講する。そして、卒業試験と卒業論文に及第すると、法学士号が授与される。

フェーズ3の期間内には、数名の落伍者を出したものの、第1期生10名、第2期生10名が卒業するまでに至り、卒業生には、現地の日本企業に就職した者もいれば、引き続き弁護士資格を取得するために勉強を続けている者もいる。また、第1期生から2名、第2期生から1名が、現在我が国の大学に留学し法律等の学習を続けている。

第3期生2年次以降については、1年間に限りJICAがフォローアップ事業として支援を行い、その後は日本貿易振興機構（JETRO）が支援を引き継いで実施している。

### 第3 新プロジェクトの形成

#### 1 法整備支援プロジェクト（フェーズ1・2・3）の終了とその教訓

<sup>18</sup> 正式名称は「ベトナム国家大学ハノイ校法学部法学士（越日法学）課程」という。

フェーズ1からフェーズ3まで、およそ10年間わたって継続したベトナム法整備支援プロジェクトは、多くの成果と教訓を残して2007年3月末日をもって終了した。

1994年に正に手探りの状態で始まった我が国のベトナムに対する法整備支援は、1996年にJICAの正式プロジェクトとして開始され、初めての長期専門家がハノイに常駐することになったことによって、ベトナムの法制度やその運用の実用に関する正確な情報が入り始めるとともに、徐々に支援の手法が形成されはじめ、フェーズ2に入って、カウンターパートが増え、長期専門家も法曹三者そろそろようになってからは、①長期専門家による日常的アドバイス、②長期専門家によるワークショップ、③短期専門家による現地セミナー、④国内支援委員会によるコメントやアドバイス、そして⑤カウンターパート機関の人員を我が国に招へいして行う本邦研修という、おおむね5つの技術移転手法を組み合わせるやり方が、越日双方の理解を得て実務としておおむね定着したといえよう。個々の技術移転の手法やその内容は、その時々必要性に応じて変化しているが、このように5つの手法を組み合わせるやり方はフェーズ3にも受け継がれ、現在のプロジェクトでもほぼ変わっていない。

支援活動の内容については、フェーズ1からフェーズ3へと支援が発展していくに連れ、大きく変化してきたといえよう。フェーズ1からフェーズ2への移行に関しては、カウンターパートが増えたこともあって、内容的な変化が生じたのは当然であるとして、フェーズ1及びフェーズ2のころは、立法支援にやや重点が置かれ、刻々と変化するベトナム側の情報提供の要請にこたえる形で、かなり広い法分野についての日本法の情報提供が行われていた点に特徴があるといえよう。誤解を恐れず、比喩的に言えば、「間口が広い代わりに、奥行きはそれほどない」と言っているのではないだろうか。このような性質の支援については、ベトナム側においていまだ確たる法整備の基本方針が定まっていなかった上、ベトナムにとっては、相当多数の法分野における立法を急がなければならず、さらには、いまだドナー間協調やドナー間でも役割分担が整っていなかったといういわば時代背景があり、このような状況に対応した支援の在り方としては肯定的にとらえることができると思われる。

これに対して、フェーズ3は、「間口が狭い代わりに、奥行きがある」という方向に内容が変化した<sup>19</sup>。フェーズ3は、起草支援に関しては支援する対象法令を明確に限定し、それ以外の法令に関する支援は原則として実施しないことにするとともに、人材育成支援により重点を置き、明確な目標を掲げて開始したのである。この背景には、フェーズ3のころになると、ベトナム側の法令起草作業について計画性が飛躍的に高まってきた

---

<sup>19</sup> このことは、フェーズ1及び2のころにセミナーやワークショップのテーマと、フェーズ3のころのそれを対照することによっても明らかとなる。フェーズ1、2のころには、多種多様なテーマでセミナーやワークショップが実施され、広範な情報提供が行われているのに対し、フェーズ3においては、活動内容として当初に合意されたテーマについてのみセミナーあるいはワークショップが実施され、いわば種類が極めて少ない代わりに、同一テーマのセミナーやワークショップを多数回繰り返していることが見て取れる。フェーズ1・2のころのこのようないわば間口の広い対応については、フェーズ2の終了時評価の際に日本国内側から「総花的である」との批判もあり、それがフェーズ3における対象の絞り込みにつながったのであるが、本文で述べたような背景のもとではむしろ当然ともいえ、取り立てて批判されるべきものではないと思われる。

ことや、ベトナム側の選択に基づいたドナー間の役割分担が行われるようになってきたこと、そして、重要法令が出そろいはじめ、ニーズの重点が立法から法運用に徐々にシフトし始めたことがある。

このように、フェーズ3は、支援対象や目標を明確に絞り込み、個々の活動項目については、フェーズ2までに醸成されてきた越日間の信頼関係に基づく双方向的な対話をベースにして活発かつ奥行きのある活動を展開したのであるが、このようなフェーズ3の手法には、限界もなかったわけではない。この限界は、プロジェクトの対象と活動を明確に絞り込み、それによって個々の活動の効果と効率性を向上させようとする場合には不可避といえるもので、その限界ゆえにプロジェクトの企画設計自体を批判するのは当を得ないものであるが、あえて指摘すれば次の2点が挙げられる。

一つは、カウンターパート機関と支援対象項目を厳格に絞り込むため、絞り込んだ支援対象分野に密接に関連する分野に支援ニーズがあるにもかかわらず、これに対する直接の支援ができない結果、当該密接関連分野に対して支援する他ドナーが全く存在しない場合、これがいわば置き去りにされてしまうという現象が生じることである。この現象は、フェーズ3の期間中では「住宅法」について生じた。住宅法は、建設省の所管法令であり、同省が起草作業を続けていたが、同省においては起草に際していずれかのドナーからの支援が必要であったにもかかわらず、JICAを含め、同省への支援はしておらず、その結果、住宅法案は、密接関連する不動産登記法や民法とのすり合わせが不十分なまま、民法や不動産登記法案との整合性に問題のある規定を残存したまま成立してしまい、その調整問題が不動産登記法案の起草作業に大きな影を落とすことになったのである。

もう一つの点は、主として人材育成に関することであるが、フェーズ3が司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院といった中央機関のみをカウンターパートとし、活動内容も中央機関向けのもののみであったために、実務改善の効果がなかなか地方の機関、特に第一審裁判に関与する裁判所等の機関や、法律実務を現に取り扱う機関に及ばないという点であった。これもプロジェクトの設計上やむを得ず、プロジェクトでは、予算の許す限り、ワークショップを地方で実施するなどしてこの弱点をカバーしようとしたが、その努力にも限界があったことは言うまでもない。この地方の人的・組織的能力の向上という点については、いずれのカウンターパートも強い危機感を有しており、フェーズ3実施中も、地方に対する支援を求める声が多く聞かれた。

## 2 「法・司法制度改革支援プロジェクト」の立ち上げとその構造

上述した2点の弱点のうち、第1の点は直ちに克服できるものではなく、今後のベトナムとドナーコミュニティとの密接な連携によって解消すべき問題であるが、第2の地方の人的組織的能力の改善という点については、一定程度の対応が可能であると考えられた。この第2の点に着目して、地方の能力開発を重要な柱に据えて立ち上げられたのが、フェーズ3に接続して2007年4月1日から開始された新たな「法・司法制度改革支援プロジェクト」である。

このプロジェクトは、次の四つの課題意識を基礎にして組み上げられているとよいであろう。

- ① 地方の人的・組織的能力開発にも重点を置くこと。
- ② 中央と地方との連携を促進する効果をもつようにすること
- ③ ベトナムの法律関係各機関の相互連携を促進する効果を持つようにすること
- ④ ベトナム法律界全体の底上げに資すること

新プロジェクトは、フェーズ3に比べて、人材育成にさらに重点を置いていることに特徴があるが、法令起草支援を撤廃してしまっただけではない。ベトナムの主要法令の改正・制定はいまだに道半ばであって、法令起草支援は、ベトナムに対する法整備支援としては依然として重要な項目である上、既述のようにフェーズ3で最終草案完成に至らなかった法令もあったため、法令起草支援は新プロジェクトの設計においても重要項目であることに変わりはない。しかし、新プロジェクト全体に占める法令起草支援の比重は、フェーズ1から3までの旧プロジェクトに比べると相対的に減少していることは確かである。そして、その中で新プロジェクトの「目玉」といってよいのが、「パイロット地区方式」による地方の能力開発支援であり、これを他の支援項目と有機的に関連させ、ベトナム法律界全体の底上げに資することを目指しているところに、新プロジェクトの特徴がある。

このパイロット地区には、ベトナム側との協議の結果、ハノイの北西に位置するバクニン省が指定された。プロジェクトのカウンターパート機関は司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院であるが、活動の相手方としては、バクニン省人民裁判所、バクニン省人民検察院<sup>20</sup>及びバクニン省にある司法省管轄の法務機関（公証人、省人民委員会の登記官、執行官など）、さらには弁護士<sup>21</sup>を対象としている。そして、これらのバクニン省の地方機関における裁判実務・法務実務の問題点の洗い出しを行い、その解決策を模索・提言するとともに、その結果を中央機関にフィードバックさせ、中央機関から全国の地方機関への指導・助言に役立てることにより同時に中央機関の指導能力強化につなげ、さらには立法及び中央における法曹教育に役立てるとというのが、プロジェクト全体の構想である。

そのため、新プロジェクトの活動は

- ① バクニン省パイロット地区における人的・組織的能力開発
- ② 中央機関能力強化
- ③ 法令起草
- ④ 法曹養成

---

<sup>20</sup> ベトナムは現在3級2審制を採用しており、地区級人民裁判所（検察院）・省級人民裁判所（検察院）・最高人民裁判所の三つの級がある。本文の裁判所と検察院は全土で63省ある各省に一つずつ置かれている「省級」の裁判所と検察院であり、一定の要件を満たす重要事件の第1審と、それ以外の事件の上訴審を取り扱うほか、それぞれの管轄内にある地区裁判所・地区検察院を統括する。

<sup>21</sup> ただし、現時点では弁護士を対象とする活動はまだ開始されていない。ベトナムでは、現在各省の弁護士会を連携させた統一弁護士連合会の設立準備中であり、これが発足したときにはカウンターパート機関として参加させ、その指導と助言の下に弁護士も活動に加わることが予定されている。

の、相互に関連する四つの活動分野に大別される。

JICA では、おおむね2006年7月から2007年3月までの旧プロジェクトフェーズ3の延長期間内にベトナム側との協議を重ね、このような構想を具体化して計画を策定し、最終的には2007年3月30日にベトナム側との書面合意を取り交わし、同年4月1日の新プロジェクトのスタートを迎えた<sup>22</sup>。

#### 第4 新プロジェクトの進捗状況

新プロジェクトにおいても、支援体制は旧プロジェクトのフェーズ3の形態を踏襲しており、現地ハノイのプロジェクト事務所に長期専門家3名（裁判官・検事・弁護士各1名）及び業務調整員1名を配置してワークショップ実施などの現地任務に当たっているほか、国内においては「民法共同研究会」が民事関連法令について、「裁判実務改善研究会」がバクニン省と中央機関の能力強化について現地事務所への助言や現地セミナーなどにより国内から支援しており、さらには法務総合研究所国際協力部が本邦研修の実施や現地セミナーへの講師派遣などの手段により支援活動を継続している。

進捗状況については、統一弁護士会連合会の発足が大幅に遅れていることから弁護士を対象とする活動を開始することができないことを除けば、細かい問題点は存在するものの、おおむね企図し、予想したとおりに進んでいるといえよう。個々の活動分野の進捗状況は次のとおりである。

##### 1 バクニン省パイロット地区関係

バクニン省においては、省裁判所及び省検察院において長期専門家による問題点抽出のワークショップが現在まで頻繁に実施されており、特に裁判所関連の活動が活発である。これまで長期専門家において、バクニン省裁判所のワーキンググループと共同で問題点を洗い出すサーヴェイを実施し、民事訴訟・刑事訴訟の両分野において裁判官が日常的に困難な問題ととらえている論点の抽出作業をおおむね終えたところである。今後、この結果を受けて、それぞれの問題点が、いかなる解決手段を要するのか、すなわち制定法欠陥であり、解決は立法による必要があるのか、現行法の解釈の問題であり、最高人民裁判所による指導や判例の形成により解決すべき問題なのか、などといった点を分析検討し、前者の場合は今後の法令起草支援に反映させ、後者の場合には最高人民裁判所による指導手法への助言、判例の形成についての助言あるいは法曹養成のための教科書などへの助言に活用する方向で助言を進めていく予定である。

また、2008年8月には、最高人民裁判所とバクニン省裁判官の混成チームを招へいしての本邦研修も実施され民事訴訟法・刑事訴訟法の運用についての討議なども行われた。

##### 2 中央機関能力強化関係

中央の能力強化の分野では、上記バクニン省のサーヴェイ結果を受けての最高人民裁

<sup>22</sup> プロジェクトの概要と事前評価については [http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech\\_ga/before/2007/pdf/vie\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/before/2007/pdf/vie_01.pdf) を参照されたい。

判所の指導のノウハウ形成が一定程度進んでおり、また、検察院に関しては、中央機関の能力改善の一環として特にプロジェクトに活動として取り込まれている、刑事裁判・検察実務の後方支援機関としての犯罪学センターの設立に向けた研究に対する支援が進んでおり、その一環として2008年6月に本邦研修が実施され、法務総合研究所研究部との意見交換や犯罪白書発刊の実際などについての情報提供が行われた。

### 3 法令起草支援関係

法令起草関係については、旧プロジェクトフェーズ3から引き継がれた、司法省を対象とする民事判決執行法・不動産登記法・担保取引登録法・国家賠償法の4法の支援が優先的に行われている。いずれも、長期専門家のワークショップがこれまでの主たる活動となっており、このうち、民事判決執行法については、2008年11月14日、国会において最終草案が可決成立した。不動産登記法及び担保取引登録法については、いまだに国会・政府レベルでの議論が続いており、予断を許さない状況にあるが、草案の改訂作業は徐々に進んでいるといえよう。国家賠償法については、長期専門家による多数のワークショップと民法共同研究会からの講師による現地セミナー、そして、起草班の総責任者である民事経済法局長以下同局局員らを招へいして、2007年11月に本邦研修が実施された結果、2008年11月の国会に対する意見聴取のための草案提出が行われ、次期国会（2009年5月ころ）において最終草案が可決される見通しとなっている。

また、このほかに法令起草支援として予定されている改正刑事訴訟法、行政訴訟法及び改正民事訴訟法については、ベトナム国内での今後の推移を見守る必要があるが、刑事訴訟法については、既にベトナム側の起草委員会が結成されており、現実に草案を作成する最高人民検察院の担当者らを対象に、2009年3月に本邦研修が実施されることになっている。

### 4 法曹養成関係

法曹養成の関係については、現在、長期専門家の助言の下、司法学院の教員用教授法マニュアルの執筆が進められている。しかし、この司法学院の関係については、前述したとおり、旧プロジェクトで支援した統一カリキュラムが事実上崩壊したため、ベトナム側との協議の上、支援の方向性を再検討する必要があるが出てきている。

## 第5 今後の展望と課題

既述のとおり、新たなベトナム側のニーズをくみ取りながら旧プロジェクトの弱点を克服することを企図して形成された新プロジェクトは、開始後間もなく2年を迎えるが、若干の問題点をかかえつつもそれなりの進捗をみせている。今後は、予定されている活動を、新プロジェクトがよって立つ問題意識に常に留意しながら積極的に進めていくことになる。

これまでの10年以上の活動の中で、越日間の信頼関係は十分に醸成されているほか、ベトナム自身や他ドナーからの評価も高く、また、カウンターパート各機関も JICA プロ

プロジェクトの手法・活動形態に十分習熟しつつあることから、プロジェクトの置かれた環境は良好な状態にあると判断して差し支えないものと思われる。

活動の具体的な課題としては、今後、弁護士連合会が発足した場合に、弁護士に対する能力開発支援とそのフィードバックをいかにして実現するか、いまだ具体的な姿の見えない改正刑事訴訟法、行政訴訟法、改正民事訴訟法についていかに早期にその概要把握と分析を行い、具体的な起草支援につなげるか、さらには、既にプロジェクトの枠内で要望の出ている、執行官の能力強化など司法省管轄機関の法律職の能力強化を、バクニン省パイロット地区での活動と絡めていかに実現していくか、などが大きなものであろう。

また、今後長期専門家の交代が余儀なくされる中で、新たに派遣される専門家がいかにスムーズに現地活動を引き継げるかも大きな課題である。ベトナムは既に支援活動の内容とそのレベルが相当程度高度化しており、長期専門家自身に極めて高い能力が要求される上、いずれの活動内容についても、長期専門家だけで対処可能なものはほとんどなく、国内のバックアップ体制も一層強化しなければならない。

さらに、高度化・複雑化するベトナムの法整備支援の中で、ドナー間協調はこれまでになく重要となってきている。新プロジェクトが関与している分野においても、単一のドナーによる支援のみで根本的な改善が図りうる分野はほとんどないと言ってよく、常に複数ドナーの協調と関与が必要なのもベトナム法整備支援の大きな特徴の一つである。幸い、ベトナムでは最大規模とあってよい国連開発計画（UNDP）のプロジェクトを中心にドナー・コーディネーションが比較的進んでおり、また、現在、JICA プロジェクトは、裁判所に対する司法行政改善支援をその活動に取り込んでいる CIDA の JUDGE プロジェクト<sup>23</sup>と密接な連携の下に裁判所関係の活動を継続しているほか、同じく裁判実務改善の面で DANIDA とも情報共有等の協調を行っているが、このようなドナー間協調は、無駄な支援の重複を避けることから重要であるが、何よりもベトナム自身が同一分野への複数ドナーの関与を必要としていることを理解した上で、競合による相乗効果を目指して、一層拡充されるべきであり、ベトナム法整備支援においては古参のドナーとして、我が国は、この点、代表的なドナーとしてリーダーシップを発揮することが求められていることを十分認識する必要がある。

以 上

---

<sup>23</sup> Canadian International Development Agency（カナダ国際開発庁）の「Judicial Development and Grassroots Empowerment プロジェクト」。主として司法関係機関の組織的能力開発と司法アクセスの改善を支援しているプロジェクトである。

ベトナム法整備支援時系列表

平成20年12月末日現在

出		来	事	支援プロジェクト等
1976年	7月		南北統一（ベトナム社会主義共和国成立）	日本の対ベトナム法整備支援プロジェクト開始に至るまで
1977年	9月		国連加盟	
1980年	12月		憲法制定	
1986年	12月		第6回共産党大会でドイモイ（刷新）政策を採択	
1992年	4月		憲法改正 ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請	
1994年	10月		法務省が支援開始，第1回法整備支援研修（日本における民事法の概要等）	
1995年	7月		ASEAN（東南アジア諸国連合）正式加盟	
	8月		市場経済化支援開発政策調査（JICA）実施（～2001年3月）	
	10月		第2回法整備支援研修（日本における国籍法等の概要）	
1996年	8月		刑事法に関する法整備支援研修（刑法，刑事訴訟法）	
	9月		第3回法整備支援研修（商法，日本の裁判制度・法律家養成の概要）	
	10月		ベトナム司法省とRecord of Discussions (R/D) 締結	
1996年	12月		法整備支援フェーズ1開始（1996年12月1日～1999年11月30日） JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（～2000年4月）	重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ1）
	1997年	6月	第4回法整備支援研修（戸籍・登記・供託）	
1997年	10月		第5回法整備支援研修（民事執行法・民事訴訟法）	
1998年	6月		第6回法整備支援研修（会社法・証券取引法）	
	10月		第7回法整備支援研修（知的財産権）	
	11月		APEC（アジア太平洋経済協力会議）正式加盟	
1999年	6月		第8回法整備支援研修（刑事手続）	
	10月		第9回法整備支援研修（民事責任） 最高人民検察院研修（刑事手続と検察官の役割）（JICA・UNDP共同プロジェクト）	
			日越民商事法セミナー（法総研，JICA，（財）国際民商事法センター，ベトナム司法省共催でハノイにて開催）	
	11月		ベトナム司法省とRecord of Discussions (R/D) 締結 ベトナム司法省，ベトナム最高人民検察院，ベトナム最高人民裁判所とMemorandum of Understanding (MOU) 締結（対象機関に最高人民検察院と最高人民裁判所が加わる）	
1999年	12月		法整備支援フェーズ2開始（1999年12月1日～2002年11月30日，2003年3月31日まで延長）	重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ2）
2000年	2月		JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣（～2003年4月）	
	4月		JICA長期専門家2名（検事，弁護士各1名）派遣（～2001年4月）	
	6月		第10回法整備支援研修（日本の司法制度，戸籍・犯歴制度）	
	9月		第11回法整備支援研修（弁護士制度，WTO加盟問題）	
	10月		第12回法整備支援研修（日本の検察，刑事手続関係） JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2002年6月）	
	11月		第13回法整備支援研修（日本の裁判所制度関係）	
2001年	1月		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	
	3月		ベトナム司法大臣を座長としてLNA（リーガル・ニューズ・アセスメント）実施（～2002年）	
	4月		JICA長期専門家1名（検事）派遣（～2003年4月）	
	5月		第14回法整備支援研修（民事・刑事における検察官の役割と人材育成）	
	6月		JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（～2003年6月） 第15回法整備支援研修（法曹養成と弁護士制度）	
	9月		ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度共同研究（2名招へい） 第16回法整備支援研修（民事訴訟手続）	
2001年	11月		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）	
	12月		憲法改正	
2002年	1月		ベトナム司法省，ベトナム最高人民検察院，ベトナム最高人民裁判所とMemorandum of Understanding (MOU) 締結（フェーズ2延長）	
	2月		ベトナム司法省との日越司法制度共同研究（2名招へい） 第17回法整備支援研修（民法改正共同研究）	



ベトナム法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等	
2002年	3月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	重要政策中枢 支援 （法整備支援 フェーズ2）
	5月	第18回法整備支援研修（市場経済を発展させるための経済の刑事的規制）	
	6月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2004年3月）	
		第19回法整備支援研修（証券取引市場をめぐる法制度とその運用）	
	9月	第20回法整備支援研修（民事訴訟手続）	
	10月	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度共同研究（3名招へい）	
11月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
2003年	1月	ベトナム元司法大臣等招へい（ロック元司法大臣ほかベトナム司法省から1名招へい：JICA）	フェーズ3 準備段階
	2月	第21回法整備支援研修（担保取引をめぐる法制度とその運用）	
	3月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	
	5月	JICA長期専門家1名（検事（法総研教官））派遣（～2004年5月）	
	6月	ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム国家大学ハノイ校とRecord of Discussions（R/D）締結	
	7月	法整備支援フェーズ3開始（2003年7月1日～2006年6月30日、2007年3月31日まで延長） ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	
11月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
12月	ベトナム司法大臣等招へい（ルー司法大臣ほかベトナム司法省から3名招へい：法総研、JICA）		
2004年	2月	第22回法整備支援研修（法曹養成）	
	4月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）	
	5月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2005年5月）	
		JICA長期専門家1名（検事（法総研教官））派遣（～2007年3月）	
	6月	民事訴訟法、改正破産法が国会で可決成立	
	7月	JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣（～2006年6月）	
	8月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）	
	9月	ベトナム国家大学ハノイ校法学部において日本法講座開始	
	11月	JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（～2006年6月）	
2005年	1月	ベトナム最高人民裁判所との日越民事訴訟制度共同研究（3名招へい） 第23回法整備支援研修（法曹養成）	重要政策中枢 支援 （法整備支援 フェーズ3）
	2月	第24回法整備支援研修（民法改正共同研究）	
	5月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2007年3月） 共産党中央委員会政治局2005年第48号決議（「法制度整備戦略」）採択	
	6月	共産党中央委員会政治局2005年第49号決議（「司法改革戦略」）採択 改正民法が国会で可決成立	
	7月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）	
	9月	第25回法整備支援研修（判決書標準化）	
	10月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）	
	2006年	2月	
3月		ベトナム司法省との日越民法共同研究（3名招へい）	
4月		ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム国家大学ハノイ校とMinutes of Meeting（M/M）締結（フェーズ3延長）	
6月		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）	
7月		JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣（～2007年10月）	
10月		ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究（4名招へい） ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣） 日本ベトナム共同声明「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて」発表	
2007年	1月	WTO（世界貿易機関）正式加盟	
	3月	JICA長期専門家（検事（法総研教官））がベトナム司法大臣から司法事業記念賞を受賞（日本人初）	
		ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院、ベトナム最高人民裁判所とRecord of Discussions（R/D）締結	

### ベトナム法整備支援時系列表

出		来	事	支援プロジェクト等
2007年	4月	法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月1日～2011年3月31日） JICA長期専門家2名（検事（法総研教官），弁護士各1名）派遣		法・司法制度改革支援プロジェクト
	5月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣		
	6月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）		
	11月	JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣		
		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
		第27回法整備支援研修（国家賠償法起草） 「日本・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ」を含む「深化する日本・ベトナム関係に関する共同声明」発表		
2008年	6月	第28回法整備支援研修（犯罪学研究）		
	8月	第29回法整備支援研修（裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策）		
	9月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）		
	11月	民事判決執行法が国会で可決成立		
	12月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家3名派遣）		

※研究会について

（フェーズ2・フェーズ3）

1. 民法改正共同研究会－2000年7月から2007年3月まで，計62回開催

（フェーズ3）

1. 民事訴訟法共同研究会－2003年6月から2005年12月まで，計18回開催
2. 法曹養成共同研究会－2003年11月から2006年3月まで，計13回開催
3. 判決書・判例整備共同研究会－2004年1月から2007年3月まで，計48回開催

（法・司法制度改革支援プロジェクト）

1. 民法共同研究会－2007年4月から現在まで，平均2か月に1回開催（継続中）
2. 裁判実務改善研究会－2007年4月から現在まで，平均2か月に1回開催（継続中）